

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	五島市地方税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五島市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

五島市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収している。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行っている。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から納税証明・課税証明書・所得証明書等を発行している。 <p>【特定個人情報ファイルを扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務 (住民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税) 2 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 <p>【事務処理の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの <ol style="list-style-type: none"> ①納税者等から提出される申告書等を受け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行い納税証明書を発行する。 ⑩賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑪納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	(個人)住民税システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル、資産情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(第9条第1項) 別表第一 項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法(第19条第7号) 別表第二 項番 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第27号)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五島市 市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県五島市 市民生活部税務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	五島市税務課	五島市総務企画部税務課	事前	
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	税務課長 吉谷清光	税務課長 市川 良二	事前	
平成29年6月15日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	I-8.特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年12月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	
平成29年6月15日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年12月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	
平成30年5月15日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部税務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成30年5月15日	I-8.特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和1年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	税務課長 市川 良二	税務課長 濱里 徳久	事前	
令和1年6月15日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事前	
令和1年6月15日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月5日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	五島市 総務企画部税務課	五島市 市民生活部税務課	事前	
令和3年2月5日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 総務企画部税務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民生活部税務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和3年2月5日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月5日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年6月1日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 濱里 徳久	税務課長	事前	
令和3年6月1日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	
令和3年6月1日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	
令和4年8月1日	I-8.特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503	事後	
令和4年8月1日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事前	
令和4年8月1日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事前	
令和5年8月1日	II-1.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	
令和5年8月1日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	